

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)に ご加入の皆様へ「重要なお知らせ」

令和5年産から交付単価が

免税事業者向け単価 と **課税事業者向け単価**

に分かれます。

注) 免税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれており、課税事業者向け単価には消費税負担分の金額が含まれておりません。

**免税事業者向け単価を申請する方は、
令和5年度の交付申請から
2年前の確定申告書等の提出が必要です！**

※収入・売上が1千万円以下であることを確認します。

◇ 免税事業者向け単価の適用者は、

消費税の**免税事業者**

◇ 課税事業者向け単価の適用者は、

- ① 消費税の**課税事業者** (簡易課税事業者含む)
- ② 組織として確定申告していない集落営農

1. 提出する書類について

【消費税の免税事業者】

- (1) 個人の方は、2年前の確定申告書B(写)及び青色申告決算書(写)又は白色申告収支内訳書(写)の農業所得用 等
- (2) 法人(人格なき社団含む)の方は、2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)(写)等
- (3) 個人で営農開始2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書(写)等
- (4) 法人で設立初年度の方は、法人設立届出書(写)等
- (5) 法人で設立2期目の方は、法人設立届出書(写)等及び初年度の各事業年度の所得に係る確定申告書(別表1)(写)等

【消費税の課税事業者】 提出する書類は、これまでと同じです。

各書類は、原則、**税務署の受付印**が押印されたものを提出してください。



2. 書類提出の期限等について

(1) 提出期限

令和5年6月30日までに交付申請書（様式第1号）に添付して提出してください。なお、交付申請書には消費税の課税状況について記載（自己申告）する項目があるので、必ず記載してください。

(2) その他注意事項

免税事業者向け単価適用の要件を満たしていることが確認出来ない場合は、課税事業者向け単価が適用されます。

3. ゲタ対策（数量払）交付単価に係るQ&A

Q1. 2年前の確定申告書類を紛失した場合はどうすれば良いのか？

⇒ マイナンバーカードがある方は、お手持ちのパソコンやスマートフォンを利用して、e-Taxから確定申告書等のPDFファイルを取得し、ダウンロード・印刷の上その写しを提出してください。



マイナンバーカードが無いなどe-Taxを利用できない方は、確定申告を行った税務署で再発行手続き（開示請求）を行ってください。

ただし、再発行まで1ヶ月程かかるため、提出期限に間に合うよう早めの手続きをお願いします。

Q2. 消費税の免税事業者であることは、どの時点の状況で判断するのか？

⇒ 交付申請年の6月末時点の状況で判断します。

Q3. 免税事業者であることの基準は何か？

⇒ 2年前の課税売上が1千万円以下であることです。



Q4. 集落営農（任意組合）は、なぜ課税事業者向け単価なのか？

⇒ 組織としての売上額を確認することができないからです。

Q5. 2年前に所得48万円以下等で確定申告していない場合、どのような扱いとなるのか？

⇒ 市民税の申告書等により、2年前の収入額を確認することができれば、免税事業者向け単価が適用されます。

この他に何かご不明な点等がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お気軽に、無料電話相談



フリーダイヤル
0120-38-3786

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの地方農政局等に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及び1P電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

左記以外にも、最寄りの地方農政局等、地域農業再生協議会（市町村、JA等）までお気軽にご連絡ください。

※ 経営所得安定対策に関する詳しい情報は、ホームページでご覧になれます。



経営所得安定対策



検索

■本チラシや経営所得安定対策に関するお問い合わせは上記のほか、

農林水産省農産局穀物課 経営安定対策室 (Tel:03-6744-0502) へ